

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

思い込みによる災害防ぐ

「オーオーマップ」で性格類型化

AGC旭硝子千葉工場 南川 忠男

特集Ⅱ

組織の機能不全に対処する・上

まずは職場で話し合い問題を共有

ランスタッドEAP総研 川西 由美子

トピックス

被災の半数超が経験 10年未満

製造業安全対策官民協議会

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2293

2017

11 / 1

■ 災害のあらまし ■

介護のグループホームに勤務する A さんは、10月1日付の人事異動で新しい職場に副責任者として赴任した。しかし10月9日に精神的不安定となり、深夜1時ころから3時の約2時間に必ず目が覚め、動悸が続いた。また、職場に到着するまで時間がかかるようになった。また、Aさんの前任者Bさんは、うつ病になっており精神科の病院に通院していた。

Aさんはこのままでは働くことができないと職場の責任者Cさんに相談したところ、病院で診察してもらうのが良いということになり、Aさんは、近くの精神科病院D医院で診察した。その結果「うつ病」と診断され、自宅療養を要し、約半年は就労が困難であると医師から告げられた。

■ 判断 ■

Aさんは、前職場では一般職であったが新しい職場では副責任者になった。また、そのグループホームでは、短期間で入居者名やデイサービスとして利用者、入居者個人別の趣味・性格・私生活、家族状況などを把握することも負担で、自分自身の心配性の性格によって「うつ病」となったといい健康保険で受診した。しかし、1～2カ月経過して、これは業務災害の原因による「うつ病」ではないかと所轄労働基準監督署へ相談し、労災保険給付の申立書を申請したが、審査の末、業務外とされた。

■ 解説 ■

Aさんのような事例は、精神障害の労災認定基準（平成23年12月）により判断される。その内容を説明した後、今回の事例について解説する。

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 北海道会
社会保険労務士法人 安藤行政事務所

所長 安藤 壽建

第254回

・精神障害の発病についての考え方

精神障害は、外部からストレス（仕事によるストレスや私生活でのストレス）とそのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられている。発病した精神障害が労災認定されるのは、その発病が仕事による強いストレスによるものと判断できるものと判断された場合に限る。

・精神障害の労災認定要件

労災認定のための要件は、①認定基準の対象となる精神障害を発病していること、②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと。さらに①～③を補足説明すると「業務による強い心理的負荷が認められる」とは、業務による具体的な出来事があり、その出来事とその後の状況が、労働者に強い心理的負荷を与えたことをいう。そして、心理的負荷の強度は精神障害を発病した労働者とその後の状況を主観的にどう受け止めたかでなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかとの観点から評価するという基準となっている。これらの点を踏まえて以下詳述する。

・事例の解説

Aさんがうつ病となった原因と思われることを述べると、職場の責任者Cさんから、副責任者として働くために厳しく指導されたこと、Aさんは本来前任者のBさんから引き継ぎを行うべきところ、Bさんが「うつ病」となっていたため短時間しか勤務できず、本来であれば最低でも1カ月程度は業務引継ぎに要するところ、9日間かつ延べ時間が15時間程度で終了した。Aさんは新職場での日常業務が初めてであることから、疑問点をCさんに質問したが「そ



んなことも分からないの」と強い口調で返答され、その以降は質問自体できなくなり、今後の日常業務を行うのに不安となった。

Aさんの例を精神障害の労災認定要件に当てはめると、病院から「うつ病」であると診断されたが、果たして心理的負荷基準に達しているのだろうか。発病前おおむね6カ月間に起きたかという基準からすると、Aさんは10月1日から約9日間と短期間であり労災認定には該当しない。

その他業務による心理的負荷評価表による具体的な出来事の類型で仕事内容・仕事量については、心理的負荷の強度は「弱」と判定、勤務形態に変化の評価は「弱」、配置転換の評価は「中」、部下が減った評価は「評価なし」、上司とのトラブルの評価は「あったと評価され(中)」、他部下とのトラブルは「弱」、その他3つの出来事の類型は「弱」——など「弱」と判定され、その結果「弱」と「中」の評価となり、労災は不支給決定とされた。

もし、再申請するには、うつ病の発生前おおむね6カ月の間の業務が疾患の原因でなければならないという立証が必要となるとのことで断念した。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp